

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者家賃等応援給付金について

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少し、中小企業者にとって、家賃等の事業用家屋に係る費用が大きな負担となっている。そこで、中小企業者の負担を軽減するため給付金を交付する。

○概要

国による緊急事態宣言の発出や静岡県による県民への外出自粛要請、さらには、静岡県及び島田市による事業者への休業要請により、中小企業者は今まで以上に大変厳しい経営環境に置かれている。

そのような中、経営に影響を受けた中小企業者から「中小企業者家賃等応援給付金」に予算額を上回る申請が見込まれる。そのため、引き続き、中小企業者に対して給付金を支給し、中小企業者の負担を軽減するため、予算額を増額するものである。

○給付要件等

変更なし

<参考>

項目	内容
対象者	市内に事業所を有する中小企業者
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業用家屋を賃借又は所有していること。 ・新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。 ・直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。 ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。 ・本給付を受けられるのは1回限り。 ※前年同月の売上高は「一定期間を平均した額で見なすこと」も可能。
給付額	賃貸物件 10万円 自己所有物件 5万円
申請受付期間	令和2年5月9日～9月30日まで（約5か月間）

○補正予算額

30,000千円（補正後予算額 45,000千円）

算出根拠：賃貸物件 100千円×250者= 25,000千円

自己所有物件 50千円×100者= 5,000千円